

デジタル市場競争会議ワーキンググループ（第51回）

1. 開催日時：令和5年6月9日（金）13：00～14：30
2. 開催形式：通信システムを用いた遠隔開催
3. 出席者：

依田 高典	京都大学大学院 経済学研究科 教授
生貝 直人	一橋大学大学院 法学研究科 教授
川本 大亮	PwC あらた有限責任監査法人 パートナー
伊永 大輔	東北大学大学院 法学研究科 教授
増島 雅和	森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
山田 香織	フレッシュフィールドズブルックハウスデリンガー法律事務所 パートナー弁護士

（オブザーバー）

- | | |
|--------|---|
| 小林 慎太郎 | 榊野村総合研究所 ICT・コンテンツ産業コンサルティング部
グループマネージャー |
| 仲上 竜太 | （一社）日本スマートフォンセキュリティ協会 技術部会長 |
| 日高 正博 | 一般社団法人 DroidKaigi 代表理事
株式会社メルペイ |
| 増田 悦子 | （公社）全国消費生活相談員協会 理事長 |

4. 議事

- (1) 「モバイル・エコシステムに関する競争評価の最終報告書（案）」について

5. 配布資料

- 資料1 事務局提出資料（非公表）

○依田座長

それでは、お時間となりましたので、ただいまから、第51回「デジタル市場競争会議ワーキンググループ」を開催いたします。

本日は、上野山議員、川濱議員、塩野議員、森川議員が御欠席です。増島議員は13時半頃に途中入室と伺っております。オブザーバーの小林様、日高様、仲上様、増田様にも御出席いただいております。

本日の議事や資料の取扱いについて、事務局からお願いいたします。

○成田審議官

事務局の成田でございます。本日もお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日でありますけれども、これまでも何度か御議論いただいておりますが、最終報告の案について御議論いただければと思います。

本日の資料でございますけれども、最終報告書の案でございます。今後、デジタル市場競争会議での議論を踏まえて成案となります都合上、未確定のものでございますので、非公表とさせていただきます。

それから、本日の議事録につきましては、いつもどおり発言者の皆様の御確認を経た上で公表する予定でございます。

私からは以上でございます。

○依田座長

ありがとうございます。

それでは、本日の議題に進みます。まず、最終報告書案について事務局から30分ほどで御説明いただいた後、議員の皆様から御意見、御質問をいただきます。御意見、御質問については、生員議員から名簿順、そして五十音順にオブザーバーの皆様からお願いできればと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○成田審議官

ありがとうございます。

そうしましたら、もう何度か御覧いただいているかと思っておりますけれども、今日はその後の修正であったり、前回お示しできなかった部分で追加で加筆・修正した部分などを中心に御説明を申し上げます。

まず、「はじめに」の部分でございます。検討の背景、それから経緯を書いているところではございますけれども、最後のパラグラフで、増田様からも消費者に対してのメッセージがあったほうが良いだろうということを別途いただいておりますので、その部分を書き足しております。いろいろなところで出てくるフレーズでありますけれども、共通したメッセージとして統一したほうが良いかなということで、こういう形でセキュリティーやプライバシーを確保しつつ、公平・公正な競争環境を実現することにより、多様な主

体によるイノベーションを活性化し、そして様々なサービスが生まれること、ユーザーがそれによって生まれる多様なサービスを選択でき、その恩恵を受けることを目指すものであるという形で明記させていただいております。

それから、次が総論の部分でありますけれども、目指すべき姿を記載しているところの四角枠のところ、このレポートのある種のへそになるような部分だと思いますけれども、今の「はじめに」でもあったように、冒頭のところで多様な主体によるイノベーションと消費者の選択の機会が確保されることという部分を述べた上で、「この際、セキュリティ、プライバシーの確保が図られること」という、一番コアになるところでしっかりと明記しておいたほうがいいのではないかとということで書かせていただいております。

それから、ここで加えたことを受けて、その後に出てくる補足的に説明している部分でございますけれども、そこも1つパラグラフを加えさせていただいております。「また」という部分であります。スマートフォンが多くの人々にとって不可欠なものとなっており、また、機微なものも含めた様々な情報を取り扱うものであることから、モバイル・エコシステムについて、セキュリティ、プライバシーの確保が図られることは極めて重要である。このため、競争政策上の対応がセキュリティ、プライバシーに与える影響について十分に配慮する必要があるといった文言を明示的に書かせていただいております。

それから、同じく総論の部分で、正当化事由の部分でございます。ここは趣旨は大きく変えていないのですけれども、少しシンプルな形の書き方に手直しをさせていただいております。規制当局側と事業者との間で情報の非対称性があるということが少し色濃く出過ぎていた部分もあるかなということで、流れを少しシンプルにいたしております。柱書きのところでありますけれども、競争への悪影響が生じ得る行為がセキュリティ、プライバシー確保等の理由によって講じられる措置である場合も想定されるといったことで、こういったものについて一定の場合には正当なものとして講ずることが認めべきである。そのような場合の正当化事由についてということで、その後(1)(2)(3)ということで、柱書きのところを少しシンプルに書かせていただいております。

それから、正当化事由の(1)の考え方ということで、正当化事由には当該措置が必要であり、かつ比例的なものであることなどが求められるという形で、これは従来から置き換わっておりませんが、整理させていただいております。

総論の部分で大きく修正が加わっている部分は以上だったかと思います。

それから、各論に参りますが、OS等のルール変更の部分でございます。対応の方向性の中での話でございます。手続及び体制整備ということで、現在の透明化法でも明記されている問合せに関する手続・体制の整備ということに加えて、その次の部分の協議の申入れに対応するために必要な手続及び体制の整備、ここで団体の問題なども提起されていて、ここも修正はございません。

その上で、では、これらについてどういう場合に勧告できるかということで、相互理解の促進を図るために必要な措置に関する勧告ということで、体制整備を念頭に置いた勧告

ということも従来と変わってございません。この後に、今まで御議論の中で出ておりました、個別の事案で協議が必要になるような場合も当然あるわけですが、その場合に、個別の事案において当局が当事者を特定して協議をしてくださいと勧告をするということまでやるかどうかという点について、いろいろと検討を事務局内でもしておりましたけれども、特にOSやブラウザの場合はかなり広範な関係者がいるということで、当事者を特定するということの難しさも勘案して、個別の案件についての協議の勧告というところまでは今回は手当てをしないということでどうかという修正でございます。

以上がルール変更の関係で行った修正でございます。

それから、アプリの代替流通経路のところでございます。対応の方向性のところでございますけれども、ここも今までの議論の大きな方向性について考え方を考えるわけではないのですけれども、よりクリアにメッセージが伝わるように修正を加えさせていただいているところであります。

まず1点目、(1)となっているところでありますけれども、1行目から2行目にかけて、セキュリティー、プライバシーの確保等が図られているアプリ代替流通経路を実効的に利用できるようにすることを義務づける規律ということで、「セキュリティー、プライバシーの確保等が図られている」という文言を明示的に記載することによって今までいただいていた御議論をきちんと記述したほうがよくだろうということで、その趣旨を踏まえて書いてございます。

それから、(2)の設計のところも、大きな考え方は変わっていないのですけれども、記述の仕方として、繰り返しにはなりますけれども、今申し上げた部分の趣旨を2つ目のパラグラフに改めて記載するという部分。

それから、3つ目のパラグラフのところOS提供事業者がセキュリティーやプライバシーの関係でできることについても、記載の趣旨は変わってございませんけれども、必要であり、比例的な措置を講ずることができるということを記載しております。

それから、「こうした中で」というページが変わって上から2つ目のパラグラフのところではありますが、類型④といういわゆるブラウザから直接アプリをダウンロードしてしまう場合についてでありますけれども、これについてもなかなか技術面でセキュリティー、プライバシーを確保しながら対応していくというのは困難ということを示しているという部分と、したがって、確保のための措置として対応しないこととした場合でも、この規律に反していることにはならない。したがって、本規律は類型④を認めることを義務づけるものではないという部分についても、より明確になるように記載しております。

それから、その次の部分でございます。同じ趣旨の繰り返しでありますけれども、したがって、「本規制枠組みは」と書いてある部分でありますけれども、審査を経ずに、対応が困難な類型④を認めることを求めるものではなくて、セキュリティー、プライバシーを確保する形でアプリストアによる代替流通経路を認めることを求めるというものだという趣旨を改めてここで書き、ここは最後にもう一段加えた部分でございますが、すなわち信

頼あるアプリストア間の競争の促進を目指すものであるということも明示的に書いてはどうか。ここも少しメッセージとして適切なワーディングであるかどうか、御意見等をいただければと思います。

アプリ代替流通経路の関係は以上でございます。

それから、ブラウザに関しては、前回、案を御提示できなかつたのですけれども、これまで御議論いただいているところからは大きく変わってございませんので、説明は割愛させていただきます。

それから、データの部分も前回お示しできなかつたのですけれども、今までの御議論から大きく修正はなく、ちょっと加筆した部分がございますので、その部分だけ御説明させていただきます。

対応の方向性で、データの取得・利用に関する透明性の確保の観点からの記述についての部分でございますけれども、これも今までの御議論にありましたように、この部分について、透明性の確保については、ブラウザについてはモバイルだけではなくてPCも対象にしたかどうかという方針で御議論いただいていたかと思うのですけれども、その部分についての説明を加えている部分を加えさせていただいております。これがなお書きになっている部分でございます。ブラウザについて、モバイルとPC向け、その他にも含めて提供されているという中で、どちらにおいても検索履歴やブックマークなど、ユーザーの行動に関するデータを取得できるということで、少し飛ばしていただいて、いずれにしてもどのように利用され、どんな条件で利用され、どのように管理されているか、それを外部から検証するという観点では、一緒に同期されたりして統合されて管理されているだろうということでもありますので、管理体制等々の開示の規定についてはモバイル・PC両方を含めて適用すべきだろうという説明を加えているところでございます。

それから、データ関係でもう一点ございます。Sign in with Appleのところでございます。ここも御議論も踏まえて、その後のいろいろな議員の方々とのやり取りも踏まえて、競争上の評価のところのロジックを少し補強させていただいております。競争上の評価のところを御覧いただければと思いますけれども、まず2つ目のパラグラフのところ、自社のサービスを優遇したような格好になっているということの後の「特に」というところで、特にソーシャル・ログインというものが持つ特性としてユーザーをロックインする効果が強いということで、そういうことによる競争上の影響がより強いのだというワーキンググループの何人かの議員の方からも御指摘のあった点を明記させていただいているのと、その後段で、消費者行動のデータの利用という部分でありますけれども、Appleのほうから個別にこのデータを特に利用していないという説明があるわけですけれども、プライバシーポリシーなどを確認いたしますと、集約的な情報という形で匿名化されてマーケティングのために利用する場合があるということが書かれており、そういう意味でもこのデータの活用という部分でも、匿名化された状態ではありますけれども、一定程度競争上の地位を高めることにつながり得るということも補足させていただいております。

それから、プライバシーの観点で、Appleとしてソーシャル・ログインの表示を求めているということなのですが、プライバシーの観点につきましても、基本的にはそこも含めてデベロッパー自身が判断すべきで、それを踏まえてユーザーの方が選択いただくということだろうという考え方を述べた上で、「この際」というところで補足させていたところでありまして、プライバシーの観点から、それはAppleだけではなくて他の事業者もいろいろなサービスを展開されているということで、例えば代理のメールアドレスを発行することでユーザーが通常使用しているアドレスを登録しなくてもできるといったサービスが提供されておりますので、そういう意味で、デベロッパーからすればそのほかの事業者のプライバシーを重視したサービスを選択する余地もある中で、表示スペースも少ない中で、Appleのサインインサービスを表示することが義務づけられた場合は、ある意味では一種の排除効果が生じるというプライバシーにより配慮したサービス自体も排除されるリスクもあるのではないかといたことも追加で記載させていただいております。

以上がデータ関係でございます。

それから、アクセスの部分でございますが、ボイスアシスタント、ウェアラブルについては今まで御説明したところと大きく内容自体は変わってございませんので、そのほかの部分は御説明しませんが、1点だけ、ボイスアシスタントの関係のアクセスでは、ウェイクワードの議論があったかと思っております。

ただ、アクセスのイコールフットィングというところの原則はあるわけですが、ウェイクワードについてはやはりプライバシーの懸念があるということは、このワーキンググループの場でも何人かの先生方からもいただいておりますので、対応の方向性としても、これはウェイクワードに限らずの規律としてはイコールフットィングということとなるわけですが、このなお書きを記載させていただいております。サードパーティーのボイスアシスタントに対してウェイクワードで起動する機能へのアクセスを認めるかどうかについてはプライバシーの懸念があるということで、ちょっと飛ばしていただいて、OSを提供する事業者がプライバシー確保等のために必要であり、かつ比例的な措置を講ずることが想定されるものであると考えられるということで、もちろんこれは事業者側の判断に委ねられるわけですが、プライバシーの懸念があるといった御指摘を反映させる形での記載をさせていただいております。

それから、最後にボイスアシスタント、ウェアラブルの関係では、注視スキームというものを新たな顧客接点に関する中間報告で御提案いただいていたかと思っております。これについては、(1) (2)と書いてありますけれども、ボイスアシスタント、あるいはウェアラブル、スマートウォッチについて、それと連携する事業者、すなわちアプリデベロッパーの方々だったり、デバイスを提供される方々との間での幾つかの懸念事項を議論いただいていたものでございます。例えばデータの問題であったり、ルールの問題だったりということであったわけですが、中間報告の整理においては、「これらの懸念について

は」というところに書いてございますように、ボイスアシスタントであれば、ボイスアシスタントの提供事業者間の競争環境を整備することによって、そこで競争が行われていれば、その上によって連携をする事業者側にも選択の余地が生まれるということでもありますので、今、成長途上のマーケットで手当てをすべきは、ボイスアシスタント提供事業者間の競争環境の整備に注力をして、それと連携する事業者との懸念事項については、市場が発展途上であるということも踏まえて、今後、深刻化するかどうかということを注視していこうという形の整理をいただいていたかと思っております。

「このため」ということで、注視スキームということでもさらに中間報告でリストアップしていただいたような懸念事項について関係当局が注視をしながら、深刻化した場合には迅速に対応をしようといった御整理をいただいたところであり、ここまでは検討経緯を説明した部分でございます。

対応の方向性についても、以前に御議論いただいているものから大きく変更はございませんが、まずは情報収集体制を関係する各省庁で連携してやっていこうということで、「そこで」と書いてある部分でありますけれども、実施すべき項目について、ウェブサイトなどを確認して外部から情報を受け付けられるようにする、あるいはヒアリングをしていく、必要に応じて調査研究を行っていく、各省連携で共有していくということをやりながら対応していったらどうか。

最後のパラグラフでなお書きがございます。ここも今までワーキンググループで何度もディスカッションが出たところだと思っておりますけれども、特に昨今、生成型AIの開発・実装が急速に進んできておりまして、デジタル市場全般の競争環境にも大きな影響を与えることが想定される中で、特にボイスアシスタントについてはその位置づけが大きく変化する可能性があるというのは何度も御指摘いただいているところでございます。そこをきちんと見ていくようにすべきだということでありましたので、注視スキームの中で特に特出しをして、こういった視点は特にボイスアシスタントについてはしっかりと情報収集していく必要があるだろうということを明示的に記載したらどうかという部分でございます。

あと、(2)、仮にそういった中で問題が深刻した場合の対応ですが、これは中間報告でも書いていただいたとおり、政策提言などを行うこと、また、独禁法上問題となるような場合には迅速に対応するというところで、ここは修正はございません。

最後に、「おわりに」の部分でございます。冒頭でありますけれども、トータルとして、様々な懸念事項に対して共同規制的なアプローチと事前規制型のもの、2つのポリシー・ミックスの方向性を提示したということ。その過程において、エンジニアの方々、消費者の方々、セキュリティー、プライバシーの専門家の方々、様々なステークホルダーの方々の御協力を得て、パブリックコメント、ヒアリング、アンケート調査などに御協力いただいていたこと、それから、海外当局とも密接に意見交換をしてきたことについての御礼を申し上げます。

その上で、今後ということもございますけれども、この最終報告書が取りまとまった場

合でありますけれども、これを踏まえて欧州や米国など、諸外国の状況を見極めつつ、モバイル・エコシステムにおける公正・公平な競争環境の確保のために必要な法制度の検討を行っていくことになるということを書かせていただいております。

最終報告について、パブリックコメントを改めて行って内外から意見を求めるとともに、関係するステークホルダーと引き続き対話を継続する、諸外国の関係当局とも連携を図っていくということを書かせていただいております。

最後に、これも「はじめに」に書いてあるところと趣旨は同じでございますけれども、目指すべきこととして、モバイル・エコシステムにおいてセキュリティーやプライバシーを確保しつつ、公平・公正な競争環境を実現することによって多様な主体によるイノベーションの活性化と消費者の選択の機会の確保が図られることを目指していくといったことを記載させていただいております。

以上、主な修正点であったり、御提示できていなかった部分を中心でございますけれども、私からの説明は以上でございます。

○依田座長

どうもありがとうございました。

それでは、議員の皆様から御意見、御質問をいただきます。

まずは生貝議員からお願いします。

○生貝議員

御説明ありがとうございました。改めまして、大変重要な報告書になっていると思います。

私からは、これまで申し上げてきたこととも重なる部分があるのですが、簡単に1つだけ。ここ5～10年くらい、競争とプライバシー・データ保護、そして消費者保護の3つをどう全体的に調和の取れた形で制度的に、あるいは組織的に実現し、発展させていくのかというのが非常に大きな 이슈 になっていると認識しています。

そして、ことさら分けても今回の取組は、モバイル・エコシステム、あるいはインターネット上のルールというのは誰がどのようにするのかというところに直接関わる制度であり、まさしくその3つの関係性に関わる非常に大きな 이슈 なのだと思います。

そうしたときに、具体的な制度に落とししていくというところに当たっても、あるいはもちろんこの制度の運用をどのようにしていくかということにも、非常にコストをかけてやっていかなければならない。一つは当然競争環境に、そしてプライバシーやセキュリティー、消費者保護というところにどういう影響を与えていくのかということについて、まさに継続的にモニタリングを行って、それに対して運用上の、あるいはさらなる制度的措置といった追加的対応が必要かということを検討する体制をしっかりとつくっていくことが非常に重要なのだろうと思います。

そして、そこで取られるべき措置というのは、この報告書、あるいはここで企図されている新たな制度ということの枠内になることもあるでしょうし、しかし、あるいはセキュ

リティーとプライバシー、消費者保護といったところにより直接関わる法制度、組織といったところのミッションになる部分というのも当然大きく出てくるのだろう。そうしたことを、関係省庁と法の設計と運用というところの両面でしっかりと連携しながら、最後に書いていただいている、新制度と取引透明化法だけではない、それ以外も含めたポリシー・ミックスをどのようにつくっていくのかといったことを広く視野に入れながら、お取りまとめと具体の制度設計を進めていただけるのがよいのだろうと思います。

以上です。

○依田座長

どうもありがとうございました。

続きまして、川本様、お願いいたします。

○川本議員

よろしく申し上げます。

まず、最終報告書の取りまとめ、それからアップデートを本当にありがとうございます。これまで多数のステークホルダーと継続的な対話を行ってきた結果や、このワーキングの中で様々な議論なども踏まえてすごく丁寧に整理していただけたのではないかなと思っています。ありがとうございます。

これまでコメントさせていただいてきたことも反映されていますので、追加のコメントが特にあるわけではないので、総論・各論を通してのコメントというより、感想になりますが、モバイル・エコシステム全体のあるべき姿の実現に向けて、セキュリティー、プライバシーの確保に十分配慮した上で共同規制と事前規制を柔軟に組み合わせて対応していくという基本方針、それから各論における対応の方向性についてここにまとめていただいた内容、それから記載ぶりに賛同いたします。

その上で、今後、こういう新たな規制の実効性をいかに高めていくかという点が非常に重要なポイントになりますが、その観点では、今後詳細を検討すべき事項というのはまだ数多く残っています。例えば規制対象行為の解釈に関する指針の整備だったり、各論のアプリ代替流通経路容認におけるアプリストア運用事業者の役割の定義だったり、アプリ審査に関する指針の整備など、多々あるのですけれども、特にアプリ代替流通経路の確保については、今回、類型④は義務づけていないので、これまでこのワーキングでも議論してきたとおりではありますけれども、類型①、③のいずれかにおいて代替アプリストアがいつどのタイミングでどのぐらいの数が登場するのかという点は非常に重要だと思います。

そういう意味でも、報告書の最後にも記載いただいたとおりではあるのですけれども、引き続き継続的に状況を注視して、ステークホルダーとの対話を続けながら、いかに実効性を高める施策を状況に応じて検討し、適宜修正していくことが今後の肝になると思います。そこに向けたよいステップとなる最終報告書となっているのではないかなと思いますので、取りまとめ頂き本当にありがとうございました。

私からは以上になります。

○依田座長

どうもありがとうございました。

続きまして、伊永先生、お願いします。

○伊永議員

ありがとうございます。

モバイルOSの話を始めると言われたときには手探りからだったと思うのですが、ここまで来たというのは本当に感無量で、特に事務局の皆様の能力と熱意に本当に感服いたします。

最後に報告書をまとめるに当たって、私からは法案や法制に落とし込む際にどのようなポイントがあるかというところに絞ってもう一度見させていただいたのですが、その上で1点だけ気になった点がありました。それは、正当化事由の立証の話になります。

セキュリティーやプライバシーというものを正当化事由の目的と定めるという点については異論がなく、特に我が国ではそこに非常に大きな関心がありますので、これを重視した法制にしていくということについては、EUのDMAと少しずれるかもしれませんがいいと思っています。

一方で、今回の案が、セキュリティーやプライバシーに配慮しているという正当化事由を立証する側の立証責任であるとか、挙証責任というものの転換までは難しいと考えて、争点形成責任というか、主張責任のみを定めようとしたものなのか、それともここについてはいまだ答えを出していないで留保している状態なのかというのが気になりました。法制なくして立証責任の転換は難しいと思いますので、そこまで目指されるのであれば、少し書き込んでおく必要があるかなと思いますので、その点、質問に近い形になりますけれども、目指される方向性について、私は立証責任の転換まであっていいのではないかと考えていたのですが、どの辺りの落とし所がこの表現に表れているのかというのをお聞きできればと思います。

それから、その派生なのでありますが、セキュリティーとプライバシーだけではなく、もう一個、FRAND条件という非差別的な条件で取引をするという内容についても、非差別ということを当局側が説明するのは結構難しいなと思っておりまして、ここもし転換ができるのであれば、主張、立証責任のうち主張のほうだけでも転換したほうがいいのかという可能性もあります。そういう争点形成だとか、証拠の提出責任といったところについては、非差別のところも同じような記載でいいと思うのですが、法制に落とし込む際にはそういう工夫もあっていいかなと感じました。

以上になります。

○依田座長

ありがとうございました。

それでは、事務局からリプライをお願いいたします。

○成田審議官

ありがとうございます。

生貝先生と川本議員からの御指摘は、そのとおりだと思っております。そういう形で受け止めて、この後、進めていきたいと思っております。

伊永先生から2点の御質問があったかと思えます。立証責任の転換については、2月頃の年が明けてからのワーキンググループでも議論があったかと思えますが、基本的に立証責任の転換というよりは、説明責任がきちんと先方にあるような形にするのがよいだろうという御議論だったかと記憶しております。総論のところはその趣旨のことが書いてあったので。

○伊永議員

30ページぐらいに。

○成田審議官

すみません、議員に御指摘いただいて恐縮です。

31ページ目から32ページ目にかけてですかね、規制対象事業者から正当化事由の根拠となる事実に関して、必要に応じて及び一定のタイミングで説明を受けられる規制枠組みとすべきということで、説明責任ということで整理してはどうかということで、議論としてそういうことではないか。

もちろん実体法の書き方としてそれがより明確になるほうがいいよねといった御議論もあったかと思えます。それは先ほど御指摘のありました103ページ辺りの一つの事例で言いますと、アプリ代替流通経路の対応の方向性のところで、冒頭の「なお」というところで適切に説明されることも必要となるということで、ここは各論でもその考え方を受けて書いているところがございます。

ということで、先ほどの主張責任のみか留保している状態なのかという御質問に対しては、前者の説明責任をきちんと手当していこうという整理でどうかという案になってございます。これが皆様方との御議論で出た方向性だったかなと記憶しております。

それから、FRANDの部分についてもということでありますけれども、いずれにしてもこれは個別というよりは全体に関わるフレームワークとしてこれまでのワーキングの中でも御議論いただいて、そういう方向でということで案の中にも書かせていただいていると思えますけれども、ページで言いますと32ページで、これは全体に関わる話として、仕掛けとして事業者によって法遵守状況がどうなっているのかという報告を規制当局に提出していただこうと。それをまた公表しようということで、このルールが仮に入った場合に、そのルールに対してどう対応しているのかというところが出てくるかと思っておりますので、それについて例えば何らかの措置を取っているような場合に、なぜその措置が必要なのかということも含めて、取っている措置内容やその理由といったことをこういう報告の中を出していただくといったことの説明責任を包括的にここで取っておりますので、その中の網にかけることによって御指摘のあった非差別であるといったところも対象の中に入ってくるのかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○依田座長

伊永先生、いかがですか。

○伊永議員

ありがとうございます。

訴訟法上の主張、立証責任のうちの主張の話というよりは、説明義務というのを具体的にも課すし、包括的にも課していて、それによって事実上いろいろなことを説明させることで我々の判断材料がきちんと集まるようにしているということかと理解しました。

このことを法律上の義務として何らかの形で法制化をしていくということであれば、目指している方向も落とすところとしても全然違和感がないというか、同じようなものかなと思いました。

確認ですけれども、実効的な代替的流通経路の部分につきましても、法制化をして、その説明義務を課していくという理解でよろしかったですか。

○成田審議官

そうですね、この報告書で書いてある趣旨は、法制化の際にそういうことを手当てしていかうという趣旨でございます。もちろん法制化の際は御案内のとおり法制局等との議論がありますので、そこでの議論を経てということなのですけれども、この報告書の趣旨としてはそういう趣旨で書いているという御理解で正しいです。

○伊永議員

ありがとうございます。出過ぎた発言だったかもしれません。

○成田審議官

いえいえ、すみません。ありがとうございます。

○伊永議員

どうもありがとうございます。それであれば、法制に向けた内容としては非常に明確だと思いますので、私の発言は空振りというか、懸念に終わったということと理解しました。どうもありがとうございます。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、山田議員、お願いいたします。

○山田議員

ありがとうございます。

今のレポートの内容は非常によいバランスのところ落ち着いたというか、今、とにかくいろいろなものが動いている分野なので、この法文を作っているこの先6か月の間にもさらにまたいろいろ変わってくると思いますので、それに対応できる非常にいい内容になっているなと思いました。

1点、注視スキームが入ったことについて、もちろん今回の規律の範囲というのはAIなどは入ってこないわけなのですけれども、むしろこのデジタルの分野については最近

AIの規制にむしろフォーカスが移った感じもあります。世の中のフォーカスががっとAIに移ったからその前のプラットフォームの話はいいということにはならないのでもちろん引き続き非常に重要だと思うのですが、注視スキームの中でAIのことも書いてあって、今、イギリスがいろいろ発言してしまっていて、首相のアドバイザーがAIから人類を守るにはあと2年しかないなどと発言して大騒ぎになったりしている訳です。彼らは結局そういう発言を通してAIのいわゆる「テクノロジーのスーパーパワー」にブレグジットの後に生まれ変わろうとしている国としての政策もあって、実際にアメリカのシリコンバレーの企業でAIの開発をイギリスに移そうという例も出てきています。いろいろ議論がある中で、EUはとにかく規制をして、たたいてたたいて潰してしまおうという印象すら与えかねないアプローチだからこそ、エンジニアも逃げていってしまうという状況と対照的な政策に意味があるわけなのです。

この注視スキームの書き方は、ある意味非常にイギリスのスタンスに似ているというか、いろいろ考えようではないか、EUみたいにたたきまくるのではなくて、やはりまさにまず注視しよう、今の状況を見て、本当に人類を滅ぼすようなものなのかということ、私企業に任せるのではなくて政府として本当に見るという組織をまずつくる、これが大事だというのが欧州や米国のメディアを見てもどんどん強まっている論調で、それをまずやる必要があると思っています。

今回の法律が必ずしもどんずばりAIではないかもしれないのですが、各省で縦割りにならず、新しい省庁みたいなエージェンシーをつくるのかどうかは分からないですけれども、うちの権限だから云々と関係なく本当に意味のある注視をできるような組織で、理想的にはそのプロセスを通じて発言をすることでイギリスなどはテックスーパーパワーというものを目指しているわけなのですけれども、ぜひ日本もそういう観点から発信できるような注視のシステム、たたきまくるのではなくてポジティブな、エンジニアが日本に来たいと思うようなシステムをつくることを目指して、いろいろな規制、プラットフォームをつくっていったらいいのではないかなというのがコメントです。

ありがとうございます。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、小林様、お願いいたします。

○小林オブザーバー

取りまとめありがとうございました。

全体の取りまとめの内容、それから方針、構成、全て事務局の皆様の御苦勞のたまものだと思いますので、感謝申し上げます。

私からは、特に担当していたデータ流通やプライバシーの観点で、今回の取りまとめを機に改めてこの報告書の意義というものを振り返りながら所感を述べさせていただきたいと思っています。

今回の対象はモバイル・エコシステムということで取組をされております。今、すぐにAIであるとか、または国際のデータ流通みたいな議論も、DFFTなどもあるので、何と云っても、今、どこが一番データが生成されているかという、モバイルであることは間違いなくて、そのモバイルOSというものが今後IoTデバイスということでテレビなどの家電であるとか、自動車であるとか、我々の身近な生活圏にどんどん移っていく中で、AIが教師データとして使うデータというのはかなりの部分がモバイル・エコシステムを中心に今後も生成されていくものであろうということを見ると、このモバイル・エコシステムというものを現時点できちんと整理できたというのは大変大きな意味があるのではないかなと思います。

その上で、さらにセキュリティーとプライバシーというものを、枠組みの中で最初のほうで語っていただいたというのは重要なところでして、これまでのPCを中心としたエコシステムでは、セキュリティーなりプライバシーについてはかなり歯止めの利かない状況で事業者が活動されていたのに対して、モバイル・エコシステムはかなりゲートキーパーがその部分を支配していて、ただ、それは行き過ぎた面もあったかということで今回のような検討もあるわけなのですけれども、PCのような混沌としたようなものにはいかないのだと。だけれども、セキュリティー、プライバシーというのをしっかり確保した上で公平・公正な競争環境をつくっていくのだということをちゃんと宣言できたと理解しております。

その上で、今回、伊永先生からも御指摘がありましたけれども、正当化事由のところ、プライバシーというものはかなり便利なマジックワードのようにして事業者の方は使われてきたところを、相当程度説明責任というのを求めるような形で規律をかける方向であるところは大変意義があるところだということ、改めて御説明を伺いながら、大分議論が変わってきて、今後の世界が変わっていくという予感をいたしました。

最後に、データ流通について、今後、この議論というのはモバイル・エコシステムというのを中心に進んでいくわけなのですけれども、今回は触れる必要がなかったからだと思うのですけれども、今、AIとともにもう一つ大きな論点としては、DFFTのようなウィズトラストの部分で、どうやってそこで生成されるデータというものをきちんと安全な環境で流通させるというか、二次利用していくのかということが重要になってきますので、そのことも踏まえて、今後のプライバシー、セキュリティーの議論を進めていくことができればなと思いました。

以上でございます。

○依田座長

どうもありがとうございました。

続きまして、日高様、お願いいたします。

○日高オブザーバー

まず、最終報告案の御執筆をぎりぎりまでやっていただいたと思います。お疲れさまで

す。簡単ではありますが、確認させていただいた内容から少しコメントという形でお話しできればと思います。

まず、全体を通してセキュリティーやプライバシーといった問題を整理しながら一定の見解を持たたのは非常によかったことではないかと思っております。というのと、少々細かいお話にはなるのですが、本日提供いただいた資料で6-3の以降を追記いただいております、176~177ページ目、一部の参照が壊れているようでしたので、もしかしたらお手元のほうでは修正がなされているかもしれませんが確認させてください。アプリ事業者のところの割合は~という話で38.8%と表記箇所Wordの参照が壊れておりました。今、画面上で「6-4-1」と出ている部分です。手元の資料では異なっていましたためご確認したかったのですが、多分、確認させていただいた限りでは直っていると思います。こちらであれば大丈夫かと思っております。

内容としてはこれまで議論したとおりなので、私のほうでエンジニアの立場から追加の意見・見解等はないと思っております。

最後になりましたが、今後の運用等の懸念は、ほかの議員の皆様の御指摘にもありましたとおり制度設計についても最終報告案をベースに議論を進めていただければと思います。

以上となります。

○依田座長

どうもありがとうございました。

ここまでで事務局からリプライはございますか。

○成田審議官

ありがとうございます。

山田先生から、AIの関係で御指摘をありがとうございます。AIについては御存じのように日本政府もいろいろな役所が関係しております、今、連携しながら対応しているかと思っております。我々はモバイル・エコシステムにフォーカスしてきておりますけれども、この注視スキームの中で議論がありましたので、ボイスアシスタントは特にその切り口は関係がありますし、もうちょっと広い意味でもあると思いますので、我々もそこをちゃんと見ていかなくてはいけないということで、いずれにしても各省にまたがる話ですので、連携してやっていきたいと思っております。

それから、小林様の御指摘もおっしゃるとおりでありますので、特にこの後の制度設計のところ、細部のところでよりプライバシー、セキュリティーの関係もまた難しい論点がたくさん出てくるかと思っておりますけれども、この報告書をベースにやっていければと思っております。

あと、フリーフローのところはいろいろな側面で、特にAIの話も出てきてさらにややこしくなっておりますけれども、別途このワーキンググループで3年前に御議論いただいたTrusted Webは引き続き取り組みを続けております。逆にまた生成AIの関係でそこ

での取組の重要度が増してきている状況でありますけれども、そういった少し幅広い視点で対応していければと思っております。

私からは以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

では、3巡目、仲上様、お願いいたします。

○仲上オブザーバー

よろしくお願いいたします。仲上でございます。

我々JSSECは途中から参加させていただいて、お話しさせていただくようになりまして、こういった機会をいただきまして誠にありがとうございます。

報告書自体は、長きにわたる議論の末にまとめていただいた内容になっているかと思えますし、モバイル・エコシステムのあるべき姿に関する議論が世界中で進んでいる中で、日本としても必要な制度の整備に当たってプライバシーやセキュリティー、それから消費者保護に配慮いただいて検討していただいたということはとても重要なことかと思えます。

皆さんも触れられていますけれども、運用面の整備についてはこれからの取組となりますし、実際に事業者側でもどういうふうにやっていくのかというところが今後注目していきたいところにもなりますが、その制度設計の中で実際に消費者保護ということができるように検討されてきているかと思えますので、そういったものが確実に遂行できるような取組を進めていただけるとありがたいなと思えます。

最後に、我々が関わらせていただいたところとしては、世間一般でサイドローディングとして片づけられがちなどころというのが非常にあったかと思うのですが、そこはアプリ代替流通経路という定義もできましたし、類型化を基にセキュリティー的な観点で整理いただいて、方向性が示されたということにつきましては、非常に我々日本スマートフォンセキュリティ協会としてもこういった内容は歓迎させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○依田座長

どうもありがとうございました。

続きまして、増田様、お願いいたします。

○増田オブザーバー

全相協の増田でございます。

この報告書は、市場の公平性や競争の確保、その結果として消費者の選択の確保や利益の確保を求めるためのものであると私自身は理解しています。ただ、消費者は便利で有益なサービスが安全に提供されること、そして、適切な価格であることを望みますので、その背後でどのような問題があるのかということを経験する中で意識していないことが多いと思われまます。また、サービスが適切な価格であるかということ自体も判断が付き

にくいと思っております。

そのため、この報告書の中の「はじめに」の部分に、プライバシーやセキュリティーの重要性を基本に社会全体において公平で適切な競争が行われる環境が必要であって、それが結果的に消費者の選択や利益につながっているということを明記していただきましたことについて感謝申し上げたいと思います。

また、23ページのモバイル・エコシステム全体のあるべき姿、四角囲みのところですが、セキュリティー、プライバシーの確保が図られることとということを書いていたかまして、これについては随所に記載していただいているのですが、このようなどころで明確にさせていただきましたので、非常に強いメッセージになったのではないかと考えております。

最後になりますけれども、昨年からおブザーバーとして参加させていただきましたこと、大変ありがとうございました。内容が大変難しい議論で、私自身理解することも大変だったので、それと同時に消費者の安全性と利便性の調整という観点から、どうしたらいいのかということ非常に悩みながらの参加でした。

今後、消費者が高い消費者力を持たないと、この報告書を評価できないと思いますので、そういう点については、私の協会、私自身も今後尽力していきたいと考えております。

ありがとうございました。

○依田座長

どうもありがとうございました。

それでは、最後になりますが、増島議員は入っていらっしゃいますか。

○増島議員

遅くなりましたが、入らせていただきました。

○依田座長

増島先生、最後です。お願いします。

○増島議員

申し訳ありません。増島でございます。

まず、報告書のほう、どうもありがとうございました。最後の最後まで調整が非常に図られておまして、大変御苦労も多かったと思っております。

全般的に拝見していると、私はどんどん新しいテクノロジーが出てくるときに、そこに飛びついてビジネス化をする人たちをエンパワーする仕事というのをずっとやってきているのですが、今回のデジタルプラットフォームしかり、Web3.0もしかりで、メタバースの世界もしかりで、AIの世界も恐らくしかりだろうと思うのですが、出てくる論点が大体共通するみたいな感じになっています。

全般的に言うと、要するに個別法の話というのは個別法の話でそれぞれ存在していて、それぞれが個別法を一生懸命追求すると答えが出てくるということなのですが、全体を合わせて見たときに一体どうなるのかという課題を検討する組織が必ず必要なのだと思

っています。

今回、AIなどは取りまとめてという話で、現状法的に明確でないものを整理しましょうと言っているのですけれども、あれもそれぞれの省庁に担当個所を投げて、それぞれ著作権がこうだとか、データがこうだとか、プライバシーがこうだとやっていってホチキスどめして、これが法制のルールですというふうにするのですけれども、その出来上がったルールがどのぐらいこの国を強くするのかとか、競争の観点からどういうふうに作用するのかというのを検討する場所というのは、恐らくこのデジタル市場競争会議ぐらいしかないのではないかという感じがしているのです。

その意味でこの場が存在していて、先ほど山田先生からありましたけれども、この注視スキームというのが存在して、ある意味早期警戒なのですからけれども、この早期警戒のメカニズムがあって、分析をしていって競争の観点から全体的に見たときにどういう結果になるだろうかというのをきちんと分析した上で、ルールをどうしていくべきかというのを考えるというフレームワークがますます大事になってくるだろうと思っています。今回のモバイル・エコシステムというのは、ある意味それを透明化法で一回やった上で、透明化法では手が届かない部分があるということで新しい枠組みを考えたいわけですからけれども、同じテーマが違う形で繰り返し出てくることになることは十分に予想されますので、そのための第1弾として非常によい議論ができたと思いますし、どのような枠組みでこうした競争に与える論点にアプローチしていくのかということについての、ある意味日本のフレームワークや物の考え方の様式というのができたのかなと思っています。今回のプロジェクトは全体的にはそのような活動だったと総括していいのではないかとというのが一点です。

もう一点は、今回やっていただいたデータの世界、特にグローバルにばーっと展開されるインターネットの世界は、ネットワーク内で広く使用されている言語、すなわち英語を操る企業が市場を獲るという世界です。こうした市場の競争上の分析や競争確保のためのルールセッティングにとって、英語を母国語とする人たちとのコミュニケーションはすごく大事で、今回、発表いただいていたと思いますけれども、イギリスとの間でプライバシーとセキュリティーのところの情報交換をやっているというフレームワークをつくっていただいたと承知しておりますけれども、あれも今回の制度、もしくはルールがうまく回るためのいわゆる補完的なシステムとしてかなり重要なものになってくるのではないかと思います。イギリスとしっかりと情報を交換しながら、彼らは彼らでいろいろな戦略があると思いますけれども、日本とうまい具合に組めると判断したということで、市場ルールの策定にとっての英語の重要性という観点からすると、この英語を母国語とする英国との情報交換の枠組みは、日本にとっても非常に大事な取組だと思います。

今、モバイルのエコシステムの話をしてはいますけれども、これがメタバースなのか、もしくはブロックチェーンも英国は非常に優秀な研究結果を政府として出していますし、また、AIのところももともと英国にあった立派な会社がGoogleに買われてという流れになっているわけですからけれども、知見も十分にあるということだと思います。こういうパート

ナーシップを上手に使いながら、競争の部分できちんとモニタリングとルール形成をして、英国と良い形でのウィン・ウィンの姿になっていただくといいかなと考えている次第でございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○依田座長

ありがとうございました。

ここまでで事務局からリプライはございますでしょうか。

○成田審議官

ありがとうございました。

まず、仲上様、それから増田様、本当に貴重なコメントをありがとうございます。特にお二人からは議論の多面性を増したというか、いろいろな視点を加えていただきまして、議論がよりよいものになったのではないかと思います。心より感謝申し上げます。

それから、恐らくこれからどうやって発信していくかというところがすごく大事になってくると思っておりますので、増田様がおっしゃったようになかなかユーザーの方から見えにくい問題であると思っておりますので、ぜひ引き続きワーキンググループの場だけではなくてどういう形で伝えていくのがよいかということについて御知見をいただきながら、御指導いただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、増島様から御指摘がありました注視スキームのところが非常に重たい宿題を負ってしまったような感じになるかもしれませんけれども、おっしゃるように全体を俯瞰してというところがなかなか政府全体の中でつくりにくいところもあるかと思っておりますので、我々のところで政府全体の中でどんな役割ができるかというのはよく関係省庁とも連携しながらやっていければと思っております。

それと、英国との関係もコメントをいただきました。彼らは、アプリストアを巡る問題について、2年か3年ぐらい前からいざれこういう問題が出てくるだろうということで、どちらかというセキュリティを専門にしている部局の人たちが議論を積み重ねてやってきたということで、御指摘があったように、これはグローバルなテーマなので、パートナーを探しているということがあったので、そういう意味で我々も彼らと組んでいくことに非常に意味も感じておりますし、1国でやるより2国でやったほうがグローバルへの影響、議論喚起にもつながると思っておりますし、彼らの動き、あるいは我々の動きはほかの国々も見ていると認識しておりますので、そういう意味でそれをさらに広げていくということについては、この後の詳細設計において引き続き取り組んでいければと思っております。

私からは以上でございます。ありがとうございます。

○依田座長

どうもありがとうございました。

皆様方から全体を通じて何かさらに付け加えること、御発言等はございますでしょうか。

このデジタル市場競争会議のワーキンググループも足かけ4年目になっておりまして、始まったのが2019年、最初の1年目は取引透明化法に向けてオンラインモールとモバイルアプリを法律の射程に含め、次の2年目はそこに第3分野としてデジタル広告市場を含めて、そこまで2年間かかって、そこから2021年の夏頃からモバイル・エコシステムというのに取りかかって、中間報告をまとめるのに1年、そこから中間報告からこの最終報告案をまとめるのに対してさらに1年、合計2年かかった大きな議論でございました。本当にたどり着くことができるかどうかというの見通しが難しかったところ、ここまでやり遂げていただきました成田様をはじめ、事務局の御苦勞を多として感謝申し上げます。

いろいろと議論いただいたところでもございましたが、特に特筆すべきところは2点ございます。GoogleやAppleという世界を代表する企業2社がどこまで本気でテーブルにのってくれるかというのが不安点でもございましたが、2社の本社から最後の最後までテーブルに着いて、突き詰めてやったということは、日本のプラットフォーム規制の中において、今後いろいろな形で大きな財産になるところだと思っております。

2点目においては、議員からも御議論いただいたところではございますが、新しい生成AIが大変な議論になってきておりますが、このモバイル・エコシステムとAI規制は非常に補完性が高いところでもございまして、モバイル・エコシステムに対して我々が立法に向けてくさびを打つことができれば、AIのほうにもよい影響を与えます。

最後の最後、間に合って、モバイルでやってきたけれども、一部は広く取って、PCのほうにも射程が行き届く形になって、AIにも射程が及ぶような仕組みになった方向で最終報告書をまとめることができたのは、2年間にわたって長い時間議論してきたことがよかったところでもあるかと思っております。

ずっと4年間、本当に長い間議論してきた生貝議員、川本議員、伊永議員、山田議員、小林様、増島議員、そして今日御欠席の先生方とは長い付き合いになりましたが、まず、大変ありがとうございました。

加えて、途中からこのために入ってくださいました日高様、仲上様、増田様が本当に大きな貢献をしてくださったことに関しては、本当に加わっていただいてよかったなという感謝の意を持っております。

では、最後に、モバイル・エコシステムに関する競争評価の最終報告書案の今後の取扱いについてでございます。皆様からは、報告書の大枠については御異議がなかったということですので、競争会議へ報告を行う最終案の取りまとめについて進んでいきます。若干の変更はあるかもしれませんが、もしも御異議がなければ、座長の私に御一任いただければと思っております。

(「異議なし」と声あり)

○依田座長

どうもありがとうございます。

本当に今までここまで大変でしたね。でも、本当にありがとうございました。本当に事

事務局に何度も何度も言いますが、御苦勞をねぎらいます。

では、最後に事務局から連絡をお願いいたします。

○成田審議官

本日もありがとうございました。

今、この最終報告案につきまして、座長御一任の御了承をいただきましたので、最後にいろいろと先ほど申し上げたように少しミスがあったり、整合性のところで多少の修正等々が入る部分もあろうかと思えますけれども、座長と御相談させていただきながら最後のセットをしてまいりたいと思っております。

それから、この後になりますけれども、座長からありましたように、デジタル市場競争会議にお諮りするということで、その上で了承をいただければ、とりまとめ、公表ということになりますので、またそのスケジュール等が決まりましたら、皆様にもお知らせしたいと思えます。

それから、その後については、この報告がまとめれば、いよいよ法制度検討に向けて、特に法制局中心に、あるいは関係省庁と一緒に連携しながら進めていきたいと思っております。この後、パブコメもやろうと思っておりますけれども、またこのワーキンググループでどういう形にさせていただくかは御相談、御連絡できればと思っております。

最後になります、今、座長からもお話がありましたように、本件を始めてもう2年になりますけれども、いつも大量の資料をお送りして、委員会の場だけではなくて大量の時間を使っただいて、お忙しい中、本当にありがとうございました。また、議論においてもいつも非常に有意義なコメントをいろいろな角度からいただきまして、本当にありがとうございます。

先ほども申しましたように、この報告もうまく正確に意図していることが伝わるようにということが一つの大事なことだと思っておりますけれども、その点につきましても、この場ではなくても、メール等でも何か御示唆等があれば、いただければと思っております。

いずれにしましても、本日、それからこれまでの御議論、本当にありがとうございました。また引き続き御指導いただければと思っております。

私からは以上でございます。

○依田座長

ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の第51回「デジタル市場競争会議ワーキンググループ」を終了いたします。